

きょうとししょうがいしゃしさをくすいしんしんぎかいじょうれい  
○京都市障害者施策推進審議会条例へいせいねんがつにち  
平成6年3月10日  
じょうれいだいごう  
条例第42号きょうとししょうがいしゃしさをくすいしんしんぎかいじょうれい  
京都市障害者施策推進審議会条例せっち  
(設置)だいじょうしょうがいしゃきほんほうだいじょうだいこうきていしんぎかいきょうとし  
第1条 障害者基本法第36条第1項に規定する審議会として、京都市  
しょうがいしゃしさをくすいしんしんぎかいいかしんぎかい  
障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。そしき  
(組織)だいじょうしんぎかいいいんにんいなしそしき  
第2条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。2 いいんがくしきけいけんものたしちょうてきとうみともの  
委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、  
しちょういしよくまたにんめい  
市長が委嘱し、又は任命する。いいんにんき  
(委員の任期)だいじょういいんにんきねんほけついいんにんきぜんにんしゃ  
第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者  
ざんにんきかん  
の残任期間とする。2 いいんさいにん  
委員は、再任されることができる。かいちょう  
(会長)だいじょうしんぎかいかいちょうお  
第4条 審議会に会長を置く。2 かいちょういいんごせんさだ  
会長は、委員の互選により定める。3 かいちょうしんぎかいだいひょうかいむそうり  
会長は、審議会を代表し、会務を総理する。4 かいちょうじこかいちょうしめいいいいんしよくむ  
会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務  
だいいり  
を代理する。しょうしゅうおよぎじ  
(招集及び議事)だいじょうしんぎかいかいちょうしょうしゅう  
第5条 審議会は、会長が招集する。2 かいちょうかいぎぎちょう  
会長は、会議の議長となる。3 しんぎかいいいんかはんすうしゅっせきかいぎひら  
審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができな  
い。4 しんぎかいぎじしゅっせきいいんかはんすうけつかひどうすう  
審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、  
ぎちょうけつ  
議長の決するところによる。いにん  
(委任)だいじょうじょうれいさだしんぎかいそしきおようんえいかんひつよう  
第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要  
じこうしちょうさだ  
な事項は、市長が定める。ふそくへいせいねんがつにちじょうれいだいごう  
附 則（平成24年5月28日条例第1号）しこうきじつ  
(施行期日)1 じょうれいしきそくさだひしこう  
この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項中  
にんにんあらたかいせいきていこうふひしこう  
「25人」を「35人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。  
へいせいねんがつにちきそくだいごうへいせいねんがつにちしこう  
（平成24年5月28日規則第8号で平成24年5月28日から施行）

けいかそち  
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策推進協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。
- 3 改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者施策推進審議会は、市長が招集する。

きょうとししょうがいしゃしさをくすいしんしんぎかいじょうれいしこうきそく  
○京都市障害者施策推進審議会条例施行規則

へいせいねんがつにち  
平成6年6月14日  
きそくだいごう  
規則第26号

きょうとししょうがいしゃしさをくすいしんしんぎかいじょうれいしこうきそく  
京都市障害者施策推進審議会条例施行規則

しよむ  
(庶務)

だいじょう きょうとししょうがいしゃしさをくすいしんしんぎかいいかしんぎかい  
第1条 京都市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)のしよむは、  
ほけんふくしきよくおこな  
保健福祉局において行う。

ほそく  
(補則)

だいじょう きそくさだ  
第2条 この規則に定めるもののほか、しんぎかいうんえいかんひつようじこう  
審議会の運営に関し必要な事項は、  
かいちようさだ  
会長が定める。

ふそく  
附則

しこうきじつ  
(施行期日)

1 この規則は、きそくこうふひしこう  
公布の日から施行する。

へいせいねんがつにちきそくだいごうへいせいねんがつにちしこう  
(平成24年5月28日規則第9号で平成24年5月28日から施行)

けいかそち  
(経過措置)

2 きょうとししょうがいしゃしさをくすいしんきようぎかいじょうれいいちぶかいせいじょうれいへいせいねん  
京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(平成24年5  
がつにちきょうとしじょうれいだいごうふそくだいこうべつさだひへいせいねんがつ  
月28日京都市条例第1号)附則第2項の別に定める日は、平成24年6月25  
にち  
日とする。

きょうとししょうがいしゃしさをすすむしんしんぎかいせつちようこう  
○京都市障害者施策推進審議会設置要綱

もくてき  
(目的)

だい じょう きょうとししょうがいしゃしさをすすむしんしんぎかい い か しんしんぎかい  
第1条 京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）の設置に伴  
い、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

しよりにじこう  
(処理事項)

だい じょう しんしんぎかい つぎ かくごう かか じむ しよりに  
第2条 審議会では、次の各号に掲げる事務について処理する。

- (1) ほんしにおける障害者計画の策定及び変更に関する事項の処理
- (2) ほんしにおける障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について  
必要な事項の調査審議及びその施策に関する実施状況の監視
- (3) ほんしにおける障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関  
相互で連絡調整を要する事項の調査審議

いいん  
(委員)

だい じょう しんしんぎかい いいん つぎ かくごう かか もの こうせい  
第3条 審議会委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) しゃかいふくしじぎょう かん がくしきけいけん もの  
社会福祉事業に関して学識経験がある者
- (2) しょうがい ものおよ しょうがいしゃ ふくし かん じぎょう じゆうじ もの  
障害のある者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) こうぼ せんしゆつ もの  
公募により選出された者

ふそく  
附則

この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

ふそく  
附則

この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう  
この要綱は、平成24年5月28日から施行する。